

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍に振り仮名が記載されます

これまで漢字表記だけだった戸籍が、改正法の施行により新たに振り仮名が記載されることになりました。

詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。



法務省ホームページ
<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

問合せ

税務町民課 ☎ (81) 1114

戸籍に振り仮名が記載されるまでの流れ

2025年7月中

町から中井町に本籍がある方へ、戸籍に記載される予定の振り仮名の通知を発送します。通知が届いたら、誤りがないか必ずご確認ください。

なお、本籍が中井町以外の方は、発送時期が異なる場合があります。詳しくはご自身の本籍地へお問い合わせください。

誤りがあった場合



正しい振り仮名の届け出をしてください



2026年5月25日までに

郵送または税務町民課窓口へ届け出をしてください。マイナポータルを利用したオンライン届け出もできます。



マイナポータル
<https://myna.go.jp/>



正しい振り仮名が通知された場合は、届け出をしなくても戸籍に記載されるから安心！

2026年6月以降

通知された振り仮名が戸籍に記載されます。
 届け出された場合は、届け出後から記載されます。

詐欺にご注意ください！

振り仮名の届け出にあたって、手数料はかからず、罰則もありません。
 そのため、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。
 不審に思ったら以下へご連絡ください。

- ・松田警察署 ☎ 0465(82)0110
- ・警察相談専用電話 ☎ #9110
- ・消費者ホットライン ☎ 188

